【保存版】大北勤労者互助会 活用ハンドブック

（2025 年４月版）

<table>
<tr><th colspan="3">申請名</th><th>添付する書類</th></tr>
<tr><td rowspan="2">入会</td><td colspan="2">新規に事業所が入会する場合</td><td>第１号様式 新規・追加入会申込書
第2号様式 会員カード（１人１枚）
第3号様式 預金口座振替依頼書
入会金 １名につき 100円（現金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">会員が追加入会する場合</td><td>第１号様式 新規・追加入会申込書
第2号様式 会員カード（１人１枚）
入会金 １名につき 100 円（現金）</td></tr>
<tr><td>脱会</td><td colspan="2">事業所または会員が脱会する場合</td><td>第4号様式 脱会届
全福ネットメンバーズカード←紛失した場合
「会員証再発行申請書および紛失届」</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更</td><td>事業所</td><td>事業所名・代表者名・所在地・電話番号</td><td rowspan="2">第7号様式 変更届</td></tr>
<tr><td>会員</td><td>氏名・住所・電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">人間ドック等補助
（一泊・日帰り・脳ドック・オプション検査）</td><td>第9号様式 人間ドック等受診補助金交付申請書
受診者及び検査の種類が明記された領収書（コピー可）</td></tr>
<tr><td colspan="3">インフルエンザ予防接種費用補助</td><td>第10号様式 インフルエンザ予防接種補助金交付申請書
会員または事業所宛の接種がわかる領収書（コピー可）</td></tr>
<tr><td colspan="3">チケット助成（30%の補助）</td><td>会員各自で購入したチケットのコピー</td></tr>
</table>

●共済事由添付書類

<table>
<tr><th colspan="3">共済事由</th><th>添付する書類</th></tr>
<tr><td rowspan="6">祝金</td><td>結婚祝金</td><td>会員が結婚した場合</td><td rowspan="6">第5号様式 共済金給付申請書兼領収書
第8号様式 共済事由発生証明書

※婚姻等により氏名や住所、家族構成が変更になった場合は、『変更届』と氏名変更があった場合は新しい会員証を発行します。旧会員証と『会員証再発行申請書および紛失届』を提出してください。結婚による名前の変更の再発行は無料です。</td></tr>
<tr><td>出生祝金</td><td>会員に子が出生した場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">就学祝金</td><td>会員の子が小学校に入学した場合</td></tr>
<tr><td>会員の子が中学校に入学した場合</td></tr>
<tr><td>成人祝金</td><td>会員が満20歳に達した場合</td></tr>
<tr><td>還暦祝金</td><td>会員が満60歳に達した場合</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">死亡保険金</td><td rowspan="5">会員本人</td><td colspan="2">交通事故により死亡した場合</td><td rowspan="5">〇本人保障・本人財産保障　保険金請求書
（窓口にあります）
〇医師の死亡診断書または死体検案書
〇会員死亡時の全部事項証明書
〇事故の場合は、事故を証明する書類
※手続きが複雑なので、事前にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">不慮の事故により死亡した場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">疾病により死亡した場合</td><td>65 歳未満</td></tr>
<tr><td>65 歳以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">死亡弔慰金</td><td colspan="3">会員の配偶者が死亡した場合</td><td rowspan="3">第5号様式　共済金給付申請書兼領収書
第8号様式　共済事由発生証明書
〇死亡証明書類（死亡診断書、お悔み礼状等）
〇会員との関係が分かる書類
（家族登録が無い場合）※コピー可</td></tr>
<tr><td colspan="3">会員の子が死亡した場合</td></tr>
<tr><td colspan="3">会員の親および配偶者の親が死亡した場合</td></tr>
<tr><td colspan="3">会員の同族親族が住宅災害により死亡した場合</td><td>事前にお問い合わせください</td></tr>
<tr><td rowspan="4">重度障害・後遺障害保険金</td><td rowspan="4">会員本人</td><td colspan="2">交通事故により後遺障害の状態となった場合</td><td rowspan="4">〇本人保障・本人財産保障　保険金請求書
（窓口にあります）
〇医師の後遺障害診断書（本会所定の用紙）
〇事故の場合は、事故を証明する書類
※手続きが複雑なので、事前にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">不慮の事故により後遺障害の状態となった場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">疾病による重度障害の状態となった場合</td><td>65 歳未満</td></tr>
<tr><td>65 歳以上</td></tr>
<tr><td rowspan="5">傷病休業保険金</td><td rowspan="5">会員本人</td><td rowspan="5">傷病により右の期間を休業した場合</td><td>休業14日以上</td><td rowspan="5">第5号様式　共済金給付申請書兼領収書
第8号様式　共済事由発生証明書
〇本人保障・本人財産保障　保険金請求書
〇休業期間が分かる書類（出勤簿等の写し）
〇傷病名がわかる書類（医師の診断書等）
※コピー可</td></tr>
<tr><td>休業30日以上</td></tr>
<tr><td>休業60日以上</td></tr>
<tr><td>休業90日以上</td></tr>
<tr><td>休業120日以上</td></tr>
<tr><td rowspan="9">住宅災害保険金</td><td rowspan="4">火災等</td><td rowspan="4">会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合</td><td>50%以上</td><td rowspan="9">第5号様式　共済金給付申請書兼領収書
第8号様式　共済事由発生証明書
〇本人保障・本人財産保障　保険金請求書
※建物の延床面積（坪または平米）を必ずご記入ください。
〇修理業者による見積書
〇罹災証明書（下記ア～カのいずれか）
ア. 消防署の罹災証明書　イ.地方自治体の罹災証明書　ウ.所属団体の責任者の証明書　エ.隣人または目撃者の証明書　オ.加害者の証言　カ.その他、全労済が認める証明書
〇損害箇所（修理前の状態）の写真
〇その他、全労済協会が提出を求める書類
※手続きが複雑なので、事前にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>30%以上50%未満</td></tr>
<tr><td>20%以上30%未満</td></tr>
<tr><td>20%未満</td></tr>
<tr><td rowspan="4">自然災害</td><td rowspan="3">会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合（床上浸水以外）</td><td>70%以上</td></tr>
<tr><td>20%以上70%未満</td></tr>
<tr><td>20%未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">床上浸水（損害程度に関わらず）</td></tr>
</table>